

日 EU 間の相互の円滑な個人データの移転 ～ボーダレスな越境移転が実現～

平成 31 年 1 月 22 日

日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、本年 1 月 23 日に発効します。

本枠組みの構築に関しては、日 EU 双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成 30 年 7 月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第 24 条に基づく指定を EU に対して行い、欧州委員会が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。この合意を踏まえて、我が国においては、第 85 回個人情報保護委員会において、上記の EU 指定を 1 月 23 日付けにて行うことを決定しました。また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同 23 日付けにて決定する予定となっています。

これにより、データが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出され、グローバルビジネスを展開する企業にとって、業務の効率化及びコストの削減等が見込まれる他、新たなビジネス・モデルを創造する契機となり、ひいては、消費者が享受する便益の向上にもつながることが期待されます。

(参考) 個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課

氏名 木澤、西村

電話 : 03-6457-9752